

電気通信大学大学院情報理工学研究科担当教員資格審査内規

平成22年 4月 7日

改正

平成24年 5月22日

平成26年 6月18日

平成27年12月11日

平成28年11月18日

第1条 この内規は、大学院情報理工学研究科（以下「研究科」という。）を担当する教員（以下「研究科担当教員」という。）の資格審査に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する教員には客員教員（連携教育部に所属する客員教員で、本学及び本学と協定を締結している機関との間で相互の合意に基づき本学の学生の教育研究指導を行う客員教員に限る。）を含めるものとする。

3 特任教員の資格審査に関する必要な事項は別に定める。

第2条 研究科担当教員の資格審査は、博士後期課程及び博士前期課程のそれぞれに対して、次の各号に掲げるいずれかの資格について行う。

(1) 研究指導及び講義担当適格者（以下「研究指導担当教員」という。）

(2) 研究指導の補助及び講義等担当適格者（以下「研究副指導担当教員」という。）

(3) 講義担当適格者（以下「講義担当教員」という。）

第3条 研究科担当教員の資格審査は、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力や講義能力があると認められる者について行う。

(1) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 教員の研究指導能力を継続的に維持するため、原則5年ごとに再審査を行うものとする。

第4条 大学院情報理工学研究科代議員会（以下「代議員会」という。）は、研究科担当教員の資格審査を円滑に行うため、研究科担当教員審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

第5条 審査委員会は、研究科長が提案し代議員会が承認する5名以上の研究指導担当教員から構成する。

2 審査委員会の委員の任期は当該年度の末日までとし、再任は妨げない。

第6条 専攻長及び共通教育部長（以下「専攻長等」という。）は、研究科担当教員候補者（以下「候補者」という。）の資格審査について、研究科長に提案する。

2 研究科長は、専攻長等から提案のあった候補者の資格審査について、審査委員会に審査を依頼する。

第7条 審査委員会は、研究科長から審査を依頼された候補者について、資格審査書に基づき、人格識見、教育研究業績、指導能力、講義能力、学会及び社会における活動等を勘案して審査を行い、審査結果を代議員会に報告する。

2 教育研究業績については、「電気通信大学大学院情報理工学研究科担当教員資格審査における教育研究業績判定基準等の申合せ」に定める基準により判定する。

第8条 代議員会は、審査委員会で行った候補者の審査結果を受けて、投票により議決する。

2 代議員会における審議は、原則として3月及び9月に実施する。

附 則

1 この内規は、平成22年4月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 この内規の施行に際し、大学院電気通信学研究科に在学する学生にかかる研究科担当教員資格審査については、この内規を適用する。

3 電気通信大学大学院電気通信学研究科担当教員資格審査内規（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年6月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年12月11日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年1月1日から施行する。